

# 令和5年度香川県社会福祉審議会 議事要旨

○日 時：令和5年11月16日（木）10：00～11：50

○場 所：高松商工会議所 401 会議室

○出席者

【委員】

笥委員長、安藤委員、石井委員、岡村委員、越智委員、川西委員、糸井委員、谷久委員、都築委員、遠山委員、藤井委員、前田委員、宮武委員  
（以上13名、五十音順）

【事務局】

木村健康福祉部長、吉川健康福祉部次長（兼）政策調整監、前田健康福祉部次長、和田健康福祉総務課長、玉井長寿社会対策課長、土手障害福祉課長 他

○議 題

## (1) 役員の選任及び専門分科会の構成について

社会福祉法第10条の規定に基づき、委員の互選により、委員長に笥委員が就任した。

香川県社会福祉審議会条例第4条の規定に基づき、笥委員長が委員長職務代理に川西委員を指名した。

同条例第6条の規定に基づき、笥委員長が専門分科会に属すべき委員及び臨時委員に別紙「香川県社会福祉審議会所属分科会別委員名簿」のとおり指名し、委員の互選等により、民生委員審査専門分科会の会長に石井委員、同分科会の会長職務代理に前田委員、高齢者保健福祉専門分科会の会長に笥委員長、同分科会の会長職務代理に久米川委員、身体障害者福祉専門分科会の会長に久米川委員、同分科会の会長職務代理に川西委員が就任した。

なお、身体障害者福祉専門分科会審査部会部会長は、同部会運営規程より、身体障害者福祉専門分科会の会長である久米川委員が就任した。

## (2) 香川県高齢者保健福祉計画の進捗状況及び策定について

事務局（長寿社会対策課）から、資料1－1から資料1－3を用いて、香川県高齢者保健福祉計画の進捗状況及び策定について説明を行い、各委員から以下のとおり意見が述べられた。

（委員）

来年4月までに介護事業所でのBCP策定が義務化されている。策定状況について教えていただきたい。

本年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、自治体に計画策定の努力義務が定められていると思う。本県での計画策定の予定、見込について教えていただきたい。

(長寿社会対策課)

手元に資料が無いが、BCPの策定状況については、策定中も含めて実際できているのは30～40%程度と思われる。認知症施策推進計画については、策定しなければいけないと考えているため、各都道府県と情報を取り合いながら引き続き検討を進めてまいりたい。

### (3) 身体障害者福祉専門分科会審査部会の審査状況について

事務局（障害福祉課）から、資料2を用いて、身体障害者福祉専門分科会審査部会の審査状況について説明を行った。

各委員からの発言、質疑等はなし。

### (4) 民生委員の委嘱解嘱状況及び活動状況について

事務局（健康福祉総務課）から、資料3を用いて、民生委員の委嘱解嘱状況及び活動状況について説明を行った。

各委員からの発言、質疑等はなし。

### (5) 香川県地域福祉支援計画の進捗状況及び次期計画策定について

事務局（健康福祉総務課）から、資料4-1から資料4-6を用いて、香川県地域福祉支援計画の進捗状況及び次期計画策定について説明を行い、各委員から以下のとおり意見が述べられた。

(委員)

地域福祉計画策定市町数について、市町の数だけでは進捗が分かりにくい。ホームページのアクセス件数について、他県の状況について気になる。人口当たりのアクセス数の割合、全国平均でどのくらいなのか、そのような数値が分かれば、香川県がどのくらい進んでいるのか分かるのではないかと。

(健康福祉総務課)

計画の進捗状況をご説明するにあたり、現時点の進捗について数字が分かりにくいというご指摘と、ホームページの件数も他県との比較が取れるかどうか検討してみてもなるが、比較材料があるものは、今後ご報告の際に説明させていただきたいと思う。

(委員)

民生委員・児童委員の60歳未満の年齢構成割合を全国平均並みに引き上げることに ついて、是非私たちも行政のご協力をいただきながら進めていきたいと思う。資料3の方で欠員が43名という説明があったが、高齢化の影響があると思われる。香川県の充足率は98%となっているが、全国で5番目か6番目という優秀な状況となっている。全国平均は93%となっており、80%となっている県もある。香川県では年齢要件を75歳未満から78歳未満に引き上げを行ったが、60歳未満の若い方になっていただく場合は、現役世代で一日働いている方がほとんどである。そのような方々に民生委員になっていただく

には、我々も色々と改革をしなければならない。例えば、毎月1回の定例会について、夜間に開催するところが県下で増えてきている。対象となる職種の方について、社会福祉協議会の職員や、地域密着の農協職員になっていただければいいのではと考えている。コロナ禍で活動が停滞して反省したことを踏まえて、福祉活動の中にSNSを活用したほうがいいという意見もあり、若い人の力も必要になっていると思う。全国で一番若い方として、三重県で23歳の民間会社員が民生委員になったという報告があり驚いたところだが、このように若い人になっていただければ活動範囲も広がってくると考えられるため、皆様から色々とご協力をいただき進めてまいりたい。

(健康福祉総務課)

民生委員の活動に関する広報について検討しており、ご一緒に色々なところに声かけをさせていただきたく、引き続きご協力をお願いしたい。

(委員)

高齢者や障害者、困窮世帯の中に若い世代がいるが、スマホやカード等のキャッシュレス決済を使用しており、十分に慣れておらず自己破産してしまうことがある。通帳と印鑑で銀行のお金を管理するという方法と違ってきており、コロナ禍の特例貸付で多くの生活困窮の方が返済に移っていく中で、様々な面で支援をしていくことが今後続いていくため、この辺りの環境整備が非常に重要になっていると考えている。高齢者の特殊詐欺の予防については、スマホ等の新しい機器を生活の中に浸透させるような積極的な取り組みをしていかないと難しいと考えている。今までの福祉課題というのが、地域で生活するうえでの課題というものであれば、今後の新しい仕組みについて考えていただければありがたいと思う。

2点目に、資料4-4のP.18の外国人住民の記載について、香川県内において何か国でどれくらいの方が住まれているのか、概数でもよいので教えていただきたい。外国人の方々の状況は様々であるが、子育てをされている方や、定住しようという方々への配慮が重要になってくると思っている。

(健康福祉総務課)

デジタルの波が押し寄せてくる中で、便利に使えるもので生活が豊かになれば良いが、それが犯罪に使われてしまう事について、なかなか支援が見えてこないところは、非常に厄介な話である。取り組むべき課題ではあると考えており、計画にどのように盛り込めるか、今後検討させていただきたい。

本県における在留外国人は、平成22年から平成24年にかけては減少傾向だったが、平成25年から増加に転じており、令和2年末現在で1万4,174人となっている。平成22年末と比較すると約1.7倍増えているというところである。現在、86か国の外国人が来られており、そのうち92%がアジア地域の出身者となっている。市町別で見ると、高松市が最も多く、全体の36%を占めている。続いて、丸亀市、三豊市、坂出市、観音寺市、多度

津町の順番になっている。人口に占める在留外国人の割合を見ると、逆に多度津町が4.39と最も高くなっている。11市町において割合が1%以上であり、全体で3分の2の市町が1%以上の外国人がいるという状況である。

(委員)

孤独・孤立対策推進法が来年4月施行という中で、孤独・孤立対策地域協議会の設置が努力義務となっている。本県の設置予定について教えていただきたい。

高齢者障害者等の再犯防止と自殺対策について、それぞれの項目で記載いただいているが、国の方針に沿って本県でも、それぞれの計画が作られていると思う。いずれも地域福祉との関連がとても強いということで、地域福祉に関する国の通知の中でも、一体的に展開することが望ましい分野については支援計画にも位置付けるという文言があったと思われるが、それぞれの計画で関連する施策は地域福祉として一体的に展開するというのを、支援計画の中にも、記載してはどうかと思う。

(健康福祉総務課)

ご指摘があった協議会については、国に確認したところ、まだ明らかになっていないが、個別のケースを判断するような協議会を想定していると伺っている。県の方で個別のケースを扱うのは難しいと思われるため、県としての協議会は想定していない。ただし、孤立・孤独の問題は、様々な方に関わっていただかないといけないものであり、今回の法律の重要な点として、民間の方々にも資源を提供していただいております。まずは、県内において、このような資源やご協力いただける事について探っていき、皆で話し合えるようなところとしてイメージを持っているところである。法律に定められた協議会とはまた違う形で、他県でもプラットフォームみたいなところがあるが、この問題について皆で話し合っていける場のようなものがあればいいのではないかと、検討してまいりたいと考えている。

(委員)

今回の地域福祉支援計画は、明確に地域共生社会の実現という目標を設定して、社会福祉協議会、また社会福祉法人というように明確に位置付けられており、本当に良い計画であると思っている。先ほど、他の委員さんの方から福祉関係の人に民生委員を要請したらどうかというのも、私も同様の考えを持っているが、物価高騰について、社会福祉施設、特に特別養護老人ホームは5割を超えて6割ぐらいが赤字となっており、非常に厳しい現状がある。職員の処遇改善についても、民間のベースアップと比べるとまだまだ差があり、人材が企業の方へ流れて福祉人材が減るのではないかと、心配をしている。公益法人である社会福祉法人は、非常に厳しい現状である。次年度、医療、障害、介護のトリプル報酬改定ということで、報酬額アップになるように望んでいるところである。

資料4-4のP.17の災害派遣福祉チームDWA Tについて、県社協に災害福祉支援ネ

ネットワーク協議会が設置され、香川県と協定を結んでいるが、今年度で89名程のDWA T（災害派遣福祉チーム）メンバーの育成が終わっており、次年度に100名の目標に達することができると考えている。ただ、研修に派遣するのが厳しい状況があり、県のご支援をいただかなければならないと考えている。

資料4-4のP.34の「社会福祉法人が行う公益的な取組みの推進」について、香川おもいやりネットワークは、香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川県老人福祉施設協議会、香川県社会福祉法人経営者協議会、香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の4つの団体が県社協をプラットフォームにして取り組んでいる。会費は特別養護老人ホームで20万円、軽費老人ホームで10万円等、それぞれの法人・施設で会費を出して、生活困窮者の支援にあたっているが、参加が約4割ぐらゐの法人・施設数となっている。今後は5割、6割と社会福祉法人・施設の会員を増やして地域における公益的取組みや、生活困窮者の支援をしていく必要があると考えているが、法人・施設の収支が赤字になり経営が困難になると、支援の活動をやめる法人・施設が出てくるのではないかと心配している。地域共生社会の実現には公助・共助のみならず弱体化した自助、互助を強化する必要があり、地域の助け合いとして、例えば自治活動強化であったり、老人クラブ活動強化すること、ひいては民生委員になり得る公益法人関係者を募ることが必要と思う。災害においても圏域ごとにDWATのチームを作ってダメージを受けた別の地域に出たいこうという計画であるが、なかなかこの県内地域バランスの課題もある。

社会福祉法第24条第2項で、社会福祉法人は、地域における公益的取組みを責務化されているため、法人の役員や職員はこのような活動に積極的に出ていくべきところ、基盤となる法人・施設が財政的に存続の危機の現状にある。県当局のご理解とご支援をいただきながら、地域における公益的取組み、香川おもいやりネットワークや災害支援、DWA Tの組成を推進していきたいと考えている。

#### （委員）

かがわ思いやり駐車場の利用交付者数は順調ということであるが、利用交付者が増えれば駐車する方も増えると考えられる。駐車場を増やす努力をしてるかどうか教えていただきたい。

民生委員の方が亡くなる等した場合、市町村の事情によると思われるが、次の方が決まるまで時間がかかっていると聞いている。月1回や2回の訪問を楽しみにしているお年寄りの方から、民生委員が亡くなったため、なかなか訪問が無いという相談を受けたことがある。何日以内に手続きしなければいけないといったものが、あるかどうか教えていただきたい。

#### （健康福祉総務課）

かがわ思いやり駐車場については、令和4年度末の現在で798施設の2268区画となっている。制度開始当初は、200程度だったものが順調に増えてきている。大きいショッピングモールや児童館等に声掛けをしてご協力をいただいている。広報誌等にも掲載をし、啓発を進めて参りたいと考えている。

民生委員の補充については、市町に推薦を出していただいております。選任に関する日数の制限はない。ただし、欠員になっている状態はよろしくないもので、できる限り推薦がないかというところも含めて、お願いをしている。

(委員)

欠員になると、次の方が決まるまでは、隣接する民生委員がカバーするようにしている。例えば、私の経験として10数年前、隣の地区の民生委員が病気で1年半ほど入院になり全然活動できなかつたため、私が頼まれて訪問したことがある。最初の方は訪問していたが、自分の担当地区の方で手一杯となり、なかなか訪問する機会がなかつたことがあり、なるべく空白地区は作らないと思ったことがある。

「以上」